病院局請負工事検査規程に規定する様式を定める要綱

平成１７年４月１日

１７川病総経第２９４号局長専決

川崎市病院局請負工事検査規程（平成１７年病院局規程第４４号。以下「病院局規程」という。）第１７条の規定に基づき病院局長が定める様式は、別表の定めるところにより川崎市請負工事検査規程（昭和４３年川崎市訓令第５号。以下「市規程」という。）に定める様式を準用するものとし、同様式中「川崎市長」とあるのは「川崎市病院事業管理者」と読み替えるものとする。ただし、事務の性質その他の事由により、この要綱の定める様式により難い場合はこの限りではない。

附　則

この要綱は平成１７年４月１日から施行する。

別表

番号	様式名称	関係条文	様　式
1	検査通知書	第８条	市規程第１号様式を準用する。
2	手直し指摘事項通知書	第１２条	市規程第２号様式を準用する。
3	検査報告書	第１３条	市規程第３号様式を準用する。
4	工事成績評定書	第１４条	市規程第４号様式を準用する。
5	工事成績集計表	第１５条	市規程第５号様式を準用する。